衆議院政治改革に関する特別委員会ニュース

【第 217 回国会】令和７年３月 28 日（金）、第 12 回の委員会が開かれました。

１　政治資金規正法の一部を改正する法律案（小泉進次郎君外５名提出、衆法第４号）
政治資金規正法の一部を改正する法律案（小泉進次郎君外５名提出、衆法第５号）
政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志君外 10 名提出、衆法第 21 号）
・各案について、提出者小泉進次郎君（自民）、塩崎彰久君（自民）、長谷川淳二君（自民）、井坂信彦君（立憲）、大串博志君（立憲）、奥野総一郎君（立憲）、吉田はるみ君（立憲）、青柳仁士君（維新）、池下卓君（維新）及び緒方林太郎君（有志）並びに政府参考人及び衆議院法制局当局に対し質疑を行った後、自由討議を行いました。
（質疑者）長谷川淳二君（自民）、櫻井周君（立憲）、池下卓君（維新）、臼木秀剛君（国民）、中川康洋君（公明）、高井崇志君（れ新）、塩川鉄也君（共産）、福島伸享君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

長谷川淳二君（自民）

（１）　政治活動に関する収支を含めた労働組合の収支に関する国への報告及び国による組合財政の公表の有無
（２）　衆法第４号に賛同し又は代案を示して政治資金の公開を進める考えの有無についての衆法第 21 号提出者（立憲）への確認
（３）　立憲民主党が提出を検討中の収支報告書のオンライン提出を政党支部まで義務付ける法案の施行時期の想定
（４）　衆法第 21 号
ア　雇用関係の不当利用等による寄附等の制限規定よりも、ユニオンショップ協定による事実上の労働組合への強制加入やチェック・オフによる継続的な会費徴収が多くを占める現状の方が課題であるとの認識に対する法律案提出者（立憲）の見解
イ　ＮＰＯ法人等に対する寄附を上回る税額控除率を規定すること、特に 2,000 円以上１万円の部分の全額税額控除は、形を変えた公的助成であるとの指摘についての法律案提出者（立憲）の見解

櫻井周君（立憲）

衆法第４号及び第５号
ア　収支報告書に記載されていても、その職務に関し便宜を図ってもらう目的による経済的利益の供与は贈賄に当たるとの理解でよいか法務省への確認
イ　収支報告書で公開されている企業・団体献金を禁止する立法事実があるとの考えについての法律案提出者の見解
ウ　企業による政治献金における株主の意思の尊重方法についての法律案提出者の見解
エ　企業による政治献金は株主総会の議決事項として規定すべきとの考えについての法律案提出者の見解
オ　企業による政治献金の結果どのような政治的な結果を生んだのか、減税の恩恵を受けた企業の名称や減税額を公表すべきとの考えについての法律案提出者の見解

池下卓君（維新）

（１）　本委員会における小泉進次郎委員の企業・団体献金を禁止すると政党助成金に依存する官製政党である、政党助成金への依存は民主主義にとってあまりよくないといった発言について、よくないとす

る具体的な理由及び税金を財源とすることが直ちに官製であることになるか否かについての法律案提出者小泉進次郎議員の見解

（２）　衆法第４号について、企業・団体献金の資金提供の在り方の健全化に対する実効性及び自由民主党に端を発した政治とカネの問題で失った国民の信頼を取り戻すことができるかについての法律案提出者の見解

（３）　あっせん利得処罰法ができた背景及び立法趣旨についての衆議院法制局の見解

臼木秀剛君（国民）

（１）　八幡製鉄事件最高裁判決で示されている憲法上企業・団体による政治献金の自由はある一方でその制約もあり得るとの認識の有無についての各法律案提出者への確認

（２）　衆法第４号は必要な最小限度の制約として妥当との考えで提出したのか否かについての法律案提出者の見解

（３）　衆法第 21 号

ア　本法律案で寄附が禁止される「会社、労働組合、職員団体その他の団体」の数についての法律案提出者の見解

イ　公共の福祉の制約としてアの企業・団体の政治献金をする自由を一律に制限することについての法律案提出者の見解

中川康洋君（公明）

（１）　立憲民主党所属国会議員に係る国会議員関係政治団体である政党支部のうち、令和４年及び令和５年の２年間で企業・団体献金を受領した団体数

（２）　衆法第５号

ア　提出目的及びその背景

イ　政治団体の構成員に係る会費等の債務の負担が構成員の自由な意思に基づいて行われていることの確認方法

ウ　法人その他の団体のする寄附・政治資金パーティーの対価の支払についてその構成員の意思が尊重されるようになされなければならない「必要な配慮」の具体的内容

高井崇志君（れ新）

（１）　れ新が本委員会理事会で配付した衆法第 21 号の修正案に対する法律案提出者（維新）の賛否

（２）　今国会において本委員会をより早い時期から開会しなかった理由についての法律案提出者（自民及び立憲）への確認

（３）　企業・団体献金についての成案を得るために、第 216 回国会の本委員会理事会における申合せの期限を若干延長することについての法律案提出者（自民、立憲、維新及び有志）の考え

塩川鉄也君（共産）

（１）　政党支部への企業・団体献金及び企業・団体による政治資金パーティーの対価の支払という二つの抜け道を塞ぐべきとの指摘に対する法律案提出者（自民）の見解

（２）　衆法第 21 号

ア　本法律案により（１）の二つの抜け道を塞ぐことができるのか否かについての法律案提出者（立憲及び維新）への確認

イ　企業・団体献金の全面禁止を内容とする本法律案を提出した趣旨及び理由についての法律案提出

者（立憲及び維新）への確認

福島伸享君（有志）

（１）　政党のガバナンスについて、政党法の下にある政党本部に企業・団体献金を認めるという国民民主党及び公明党案について、政党法で厳しく規制することは困難であり現実性がないという指摘に対する法律案提出者（自民）の見解
（２）　自由民主党が政党支部への企業・団体献金禁止を受け入れない理由
（３）　衆法第 21 号の修正が行われる場合に最低限守る点についての法律案提出者（有志、維新及び立憲）の所見